

計画素案の修正について

1. 第 3 回会議からの主な修正

- (1) 74 ページ「1 基本理念」について、内容を差し替え
- (2) 85 ページ「施策の展開（基本目標 3）」の取り組みについて修正 ※別紙参照
(関連して、91 ページ「施策の展開（基本目標 4）」の取り組みについて修正)

2. その他

- (1) 計画全体の書きぶりについて、軽微な修正

(2) こどもの貧困対策、ひとり親家庭等への支援

こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育の支援、生活の支援、経済的支援を推進します。

| 取り組み | 内容 | 担当課 |
|--------------------|---|---------|
| 1 こどもの進路選択支援 | こども及び保護者に対し、学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行います。 | 学校教育課 |
| 1 保育料の軽減 | 子育て世帯の負担軽減を図るため、幼児教育・保育無償化の対象外となるこどもに対し、国の基準を下回る保育料を継続します。 | 健康・こども課 |
| 3 学校給食費の無償化 | 保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援に貢献することを目的に、町内小中学校の学校給食費を無償化します。 | 学校教育課 |
| 2 就学援助制度の実施 | 経済的な理由で町内の小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に学校に必要な就学費の援助を行います。 | 学校教育課 |
| 3 児童扶養手当の支給 | 父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童がいる家庭（ひとり親家庭）の生活の安定を図り、自立を促進することを目的として、手当を支給します（認定・支給は福岡県）。 | 健康・こども課 |
| 4 ひとり親家庭等医療費の助成 | 母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、父母のない児童が、医療機関で診療を受けた場合、保険適用の診療について自己負担の一部を助成します。 | 住民課 |
| 5 子ども食堂支援事業の実施（再掲） | こどもの居場所づくりと健全な育成を図ることを目的として、こどもやその保護者に対し、無償または低額で食事の提供を行う子ども食堂を運営する団体に対して補助を行います。 | 健康・こども課 |

- ・「1 こどもの進路選択支援」を、担当課との協議の結果、削除しました。
- ・「3 学校給食費の無償化」を削除し、91ページ「子育てや教育に関する経済的負担の軽減」の取り組みに移行しました。

基本目標4 こどもを産み育てやすい環境づくり

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

教育・保育の無償化や高等教育段階の就学支援、医療費の助成など、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない支援を実施し、子育てや教育に関する経済的負担の軽減を図ります。

| 取り組み | 内容 | 担当課 |
|-------------------|--|---------|
| 1 子ども医療費の助成 | 0歳から高校生世代（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までを対象に、医療費の自己負担額を助成します。 | 住民課 |
| 2 児童手当の支給 | 高校生年代までの児童を養育している家庭に対して、子育てに係る経済的負担の軽減を目的として、手当を支給します。 | 健康・こども課 |
| 3 保育料の軽減（再掲） | 子育て世帯の負担軽減を図るため、幼児教育・保育無償化の対象外となるこどもに対し、国の基準を下回る保育料を継続します。 | 健康・こども課 |
| 4 学校給食費の無償化 | 保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援に貢献することを目的に、町内小中学校の学校給食費を無償化します。 | 学校教育課 |
| 5 小中学生の通学費の補助 | 町内に居住する小中学生が公共交通機関を利用して通学する場合に、定期券購入額の半額を補助します。 | 学校教育課 |
| 6 高校生等の通学費の補助（再掲） | 高校生等が公共交通機関を利用して通学する場合に、定期券購入額の半額を補助します。また、公共交通機関を利用しない場合でも、その他通学に係る負担軽減を目的に年間2万円を補助します。 | 学校教育課 |

- ・「学校給食費の無償化」を追加し、取り組みの順番を並べ替えました。